

## 1 分区の変更内容

港湾法（昭和25年法律第218号）第39条の規定に基づき、東京港臨港地区の分区の変更を別図のとおり行う。

## 2 分区の変更理由

港湾計画において、土地利用が見直されることに対応するため、分区の変更を行うものである。

## 3 臨港地区分区別面積増減表

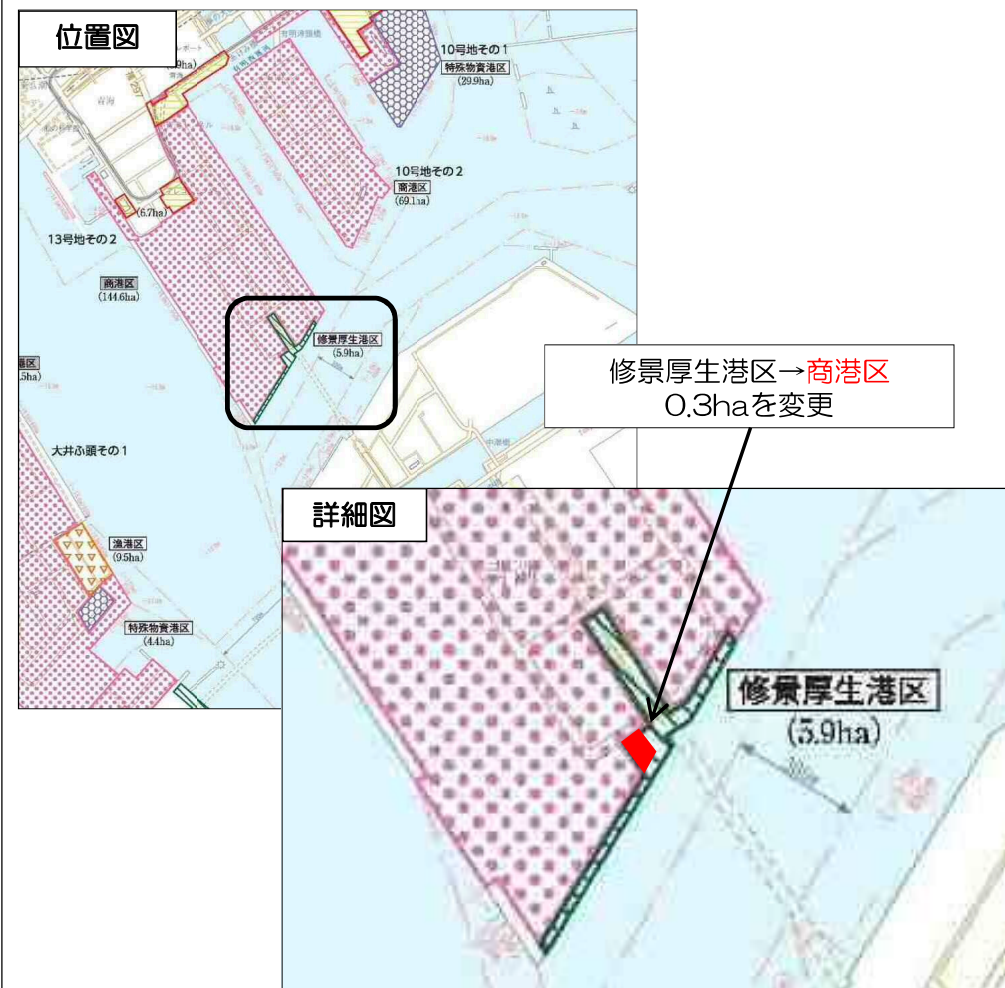
（単位：ヘクタール）

| 分区     | 既指定     | 新規指定   | 分区変更 | 解除  | 合計      |
|--------|---------|--------|------|-----|---------|
| 商港区    | 630.4   | 0.0    | 0.3  | 0.0 | 630.7   |
| 修景厚生港区 | 25.6    | 0.0    | △0.3 | 0.0 | 25.3    |
| 上記以外   | 392.9   | （変更なし） |      |     | 392.9   |
| 合計     | 1,048.9 | 0.0    | 0.0  | 0.0 | 1,048.9 |

（注）表示未満は四捨五入した。

別図

| 地区   | 新分区 | 旧分区    | 所在          | 面積 (ha) | 変更理由              | 土地利用計画 |
|------|-----|--------|-------------|---------|-------------------|--------|
| 13号地 | 商港区 | 修景厚生港区 | 江東区青海三丁目の一部 | 0.3     | コンテナふ頭用地として利用するため | 埠頭用地   |



## 1 指定及び解除の内容

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条第1項に規定する港湾隣接地域を別図のとおり指定及び解除する。

## 2 指定及び解除の理由

埋立のしゅん功に伴い、港湾区域に隣接する新たな造成地を港湾隣接地域に指定するとともに、港湾区域に隣接しなくなった地域について指定を解除するものである。

- (1) 江東区海の森二丁目 埋立面積 約1.4ha
- (2) 江東区新砂二丁目 埋立面積 約1.0ha

## 3 指定及び解除する地域（別図のとおり）

### (1) 江東区海の森二丁目

- 指定する場所 別図朱色標示の部分
- 解除する場所 別図緑色標示の部分

### (2) 江東区新砂二丁目

- 解除する場所 別図緑色標示の部分

